

〈後期高齢者医療保険にご加入の皆さまへ〉

問 茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎029-309-1213、医療年金課 ☎内線1721、1722

令和7年度 後期高齢者医療保険料率と賦課限度額

据え置き

令和7年度の保険料率と賦課限度額は下記のとおり前年度と同じです(県内で均一の保険料)。

※後期高齢者医療保険料率は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます(次回は令和8年度)。

令和7年度の保険料額につきましては、7月に送られる後期高齢者医療保険料額決定通知書をご確認ください。

		令和6年度	令和7年度
保険料率	均等割額	47,500円	47,500円【変更なし】
	所得割率	9.66%(9.00%)	9.66%【変更なし】
賦課限度額 (年間保険料の上限)		80万円(73万円)	80万円【変更なし】

※()内は、激変緩和措置で軽減を受けていた方の所得割率、賦課限度額です。
なお、激変緩和措置は令和6年度のみとなります。

所得が低い方に対する軽減措置

改定

世帯の所得水準に応じて均等割額が軽減されます。

均等割額の軽減対象判定基準のうち、5割軽減・2割軽減の金額が下記のとおりとなります。

	令和6年度	令和7年度～
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	【改定なし】
5割	43万円+29.5万円×(給与所得者等の数-1)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+30.5万円×(給与所得者等の数-1)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割	43万円+54.5万円×(給与所得者等の数-1)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+56万円×(給与所得者等の数-1)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

4/1
から

带状疱疹ワクチンの定期予防接種を開始します

下記①～③の方へは3月下旬に通知を送付しています。接種をご希望の方は、通知をよくお読みいただき医療機関で予約・接種してください。

【令和7年度の带状疱疹ワクチン 定期接種対象者】

接種日時時点で牛久市に住民登録がある以下の①～④の方

- ①令和7年度に65歳になる方
(昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ)
- ②令和7年度に70・75・80・85・90・95・100歳になる方
(5年間の経過措置)
- ③100歳以上の方(令和7年度のみ対象)
- ④60歳以上65歳未満のヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する方(要申請)

【接種期間】 4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

【接種回数・市助成額・自己負担額】

※(1)または(2)のワクチンをご自身で選択してください。

	(1) 生ワクチン 「ビケン」皮下注射	(2) 不活化ワクチン 「シングリックス」筋肉注射
接種回数	1回	2回 (標準：1回目の接種後2～6カ月以内に2回目を接種)
市助成額	4,000円	1回あたり10,000円
自己負担額	医療機関で定めた額から市助成額4,000円を差し引いた額 (概ね4,000円～6,000円)	医療機関で定めた額から市助成額10,000円を差し引いた額 (概ね10,000円～15,000円)

※(2)の不活化ワクチンは2回接種です。令和8年3月末までに接種を完了させるためには、1回目の接種は遅くとも令和8年1月中にお済ませください。

問 健康づくり推進課 ☎内線1743